

- お知らせ -

歯科の診療報酬請求が、平成21年3月請求分から電子レセプトにより請求することもできます。

1 電子レセプトの請求について

次の電子媒体及び記録形式により電子レセプトデータを最寄の支払基金支部または国保連合会へ提出願います。

電子媒体	記録形式	備考
フレキシブルディスク（FD）	MS-DOSフォーマットによるCSV形式	3.5インチ（1.44MB）
光ディスク（MO）	MS-DOSフォーマットによるCSV形式	90mm（230MB又は640MB）
光ディスク（CD-R）	MS-DOSフォーマットによるCSV形式	120mm

2 電子レセプトの提出期限について

電子媒体により請求する場合は、紙レセプトと同様に毎月10日までに送付又は持参願います。

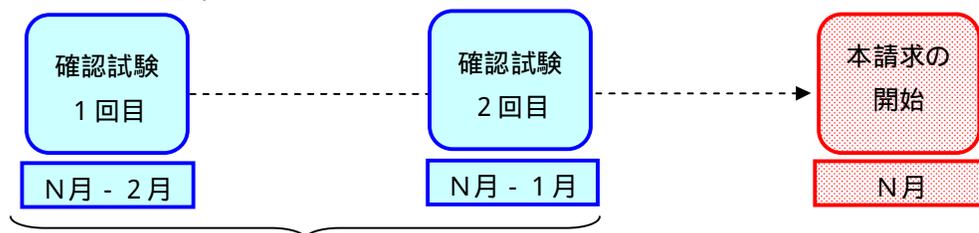
3 確認試験について

医療機関で作成した電子レセプトが厚生労働大臣が定める記録条件仕様等に適合して正しく作成されていることを確認するための確認試験を、本請求を行う前に行うことができます。

試験用データを審査支払機関に提出すると試験結果が返還されますので、作成した電子レセプトデータの確認及び修正を行うことができます。

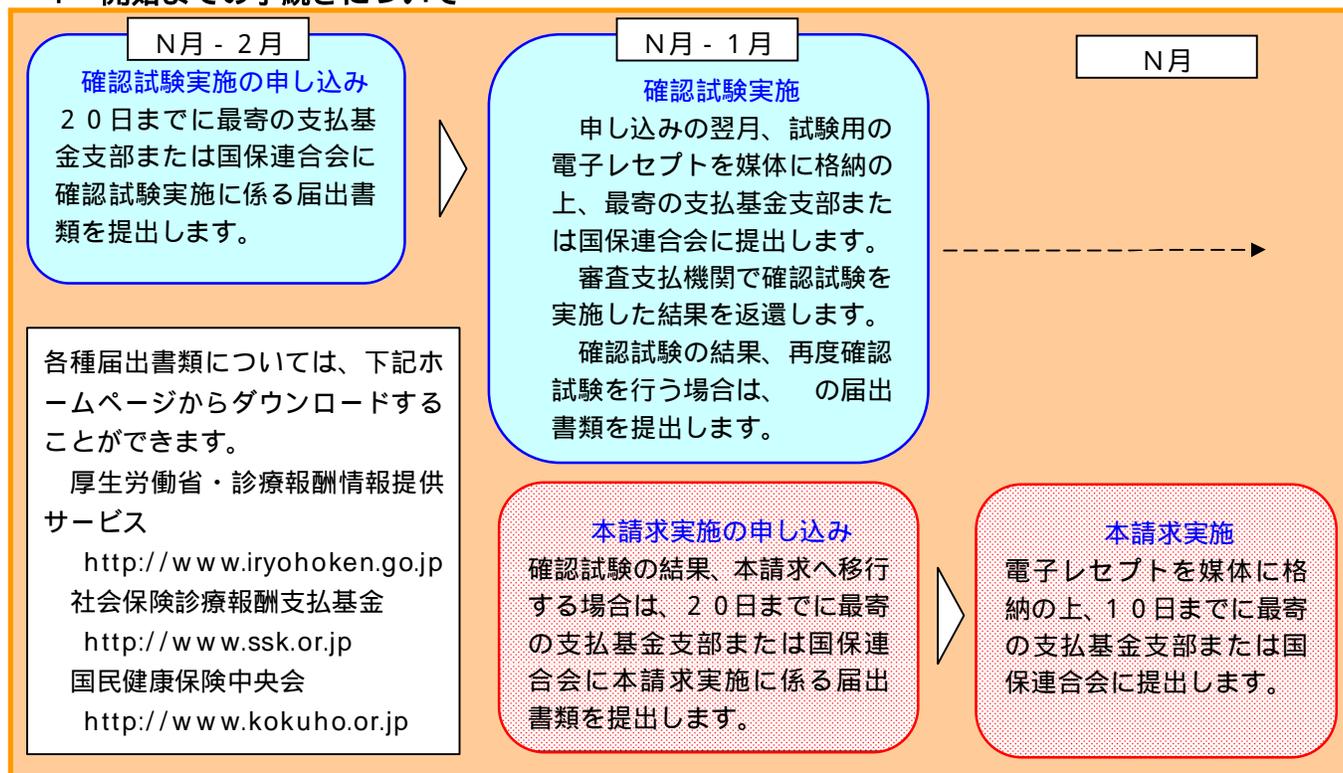
確認試験は、平成21年1月から実施できます。

(電子媒体による確認試験)



正しい電子レセプトが作成できるようになるまで繰り返し確認試験を行うことが可能です。

4 開始までの手続きについて



詳細は、支払基金のホームページ (<http://www.ssk.or.jp>) をご覧ください。

本件に係るお問い合わせは支払基金本部または都道府県国保連合会までよりしくお願いします。

社会保険診療報酬支払基金 (本部)
情報管理部システム開発課
: 03-3591-7441 (代表)

都道府県国民健康保険団体連合会
それぞれの電算担当課 (部) が窓口となります